

南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の委嘱状交付式並びに  
平成30年度第1回いじめ問題調査委員会 会議録

<p>・会議開催日時</p> <p>・会議開催場所</p> <p>・出席者</p> <p>・欠席者</p> <p>・傍聴人等</p>	<p>平成30年10月30日（火）午後2時55分から午後4時15分まで</p> <p>市役所会議室棟A・B</p> <p>委員：曾我智史、山崎哲也、蔭山あづさ、岡真奈美、松坂壽仁</p> <p>市長：守本憲弘</p> <p>事務局：垣総務企画部長、井上総務課長、榎本法制係長、森浦行政係長</p> <p>説明員：宮内学校教育指導主事</p> <p>なし</p> <p>傍聴人：0人、報道関係：0人</p>
<p>・次第</p>	<p>1. 開会</p> <p>2. 委員会委員及び事務局の紹介</p> <p>3. 議事</p> <p>（1）会議の公開、非公開について</p> <p>（2）委員長及び副委員長の選出について</p> <p>（3）南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について</p> <p>（4）南あわじ市いじめ問題調査委員会運営要領の制定について</p> <p>（5）南あわじ市いじめ防止基本方針について</p> <p>（6）南あわじ市のいじめの状況について</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
<p>・審議内容</p> <p>事務局（課長）</p> <p>市長</p> <p>事務局（課長）</p> <p>市長</p>	<p>総務課長の井上でございます。本日はご多忙の中、南あわじ市いじめ問題調査委員会委員の委嘱状交付式並びに平成30年度第1回いじめ問題調査委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、この度はいじめ問題調査委員会委員の就任につきましてご快諾を賜り重ねてお礼申し上げます。</p> <p>それでは、委嘱状を交付させていただきます。委嘱の任期につきましては、本年10月1日から2020年9月30日までの2年ということで、本来であれば10月1日に委嘱させていただくところではありますが、本日の開催となっておりますことお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、市長から委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきたいと思っております。資料1ページの名簿順にお名前をお呼びしますので、市長の前お進みいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>（委嘱状交付）</p> <p>守本市長からあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>改めまして先ほどはありがとうございます。本日は南あわじ市いじめ問題調査委員会委嘱状交付式、また第1回委員会にご多忙の中ご参加いただきましてありがとうございます。また、いじめ問題調査委員会委員をお願い</p>

<p>事務局（課長） 市長 事務局（課長）</p>	<p>いしたところご快諾いただきましてありがとうございます。</p> <p>ご承知のとおり、全国的にいじめ問題に関心が高まった転機となったのは、2011年の大津市の問題。この時に何が問題になったかという、学校側、教育委員会側もなかなか真相を明らかにせずに、世間から見ると隠しているとみられてもやむを得ないような形になったということで、いじめ問題に対する不正常になったと理解をしているところでございます。</p> <p>いじめ問題防止対策推進法が2013年に制定されました。この南あわじ市いじめ問題調査委員会は法律第30条第2項によって設置される市の附属機関となっております。南あわじ市では2014年12月にいじめ防止基本方針というのを策定し、いじめの問題は子どもだけの問題ではなく、市民全体で取り組む趣旨の方針を定めております。実際にはいじめは表面的には子ども同士の争いになるわけですが、実際に背景をたどってみると、いじめている側とされている側のお子さんの家庭事情に問題があるという場合が往々にしてありますし、子どものどちらが悪いというだけで片付けにくい、やはり社会全体として取り組んでいかないと解決しないというものがかなりみられるということです。現在までのところ、幸いにして南あわじ市では、法律で重大事態とされている、生命、心身又は財産に重大な被害が発生する事例や、いじめが問題で長期間学校を欠席することを余儀なくされる事例は明示的に認定されていません。厳密に言えば、もしかすると長期休暇の子どもはいじめがあるかも知れないわけですが、表に出ているものはないということではあります。いつ起こり得るかも知れない、また今起こっているかも知れないという緊張感はいつも持つ必要があるというふうに認識しているところであります。この委員会は、教育委員会とは別に市長部局の委員会として設置しているところですが、もちろん教育委員会も非常に意識をもって対応しているところですので、本来であればここまで来るような事態になる前に適切な対処をするのが望ましいと思いますが、こうした体制を整えておく必要があると思います。そんな意識をもって運営に当たって参りたいと思います。委員の皆さま方にはいろいろご迷惑ご心配をおかけすることがあろうと思いますが、どうかよろしく願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>ここで市長は次の公務の関係で退席させていただきます。 （退席）</p> <p>続きまして、平成30年度第1回南あわじ市いじめ問題調査委員会を始めさせていただきます。委員長が決まるまで事務局で議事の進行をさせていただきます。</p> <p>本委員会の成立について確認をさせていただきたいと思います。資料5ページをご覧ください。南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例第20条の規定により準用する第13条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと定められています。本日の出席者</p>
-----------------------------------	---

	<p>数は5名、欠席者0名ということで委員の過半数の出席がありますので、委員会の成立をご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、次第2、本日の会議は第1回目になりますので、誠に恐縮に存じますが、委員の皆さまに自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
委員	(自己紹介)
事務局(課長)	ありがとうございました。続きまして事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
事務局	(自己紹介)
事務局(課長)	本日は説明員として学校教育課の宮内学校教育指導主事に出席いただいております。
指導主事	(自己紹介)
事務局(課長)	<p>次第3の議事(1)会議の公開、非公開について、当委員会については、会議の公開、非公開がまだ定められておりません。後ほど(4)でもご決定いただくわけですが、本日はいじめ問題に対する具体的な審議を行いませんので、会議を公開するという事で委員の皆さまにご了承をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	はい。
事務局(課長)	<p>それでは本日は公開ということで決めさせていただきます。次に(2)委員長及び副委員長の選任について議題とさせていただきます。資料3ページをお開きください。条例第20条で準用する第5条の規定により、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることになっていますので、委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。まず委員長について、立候補、ご推薦、ご意見などございましたらご発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>なければ事務局からご指名をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
事務局(課長)	他市においていじめ問題調査委員会委員のご経験がある曾我委員にお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(拍手)
事務局(課長)	<p>それでは、席のご移動をお願いします。</p> <p>委員長より一言ご挨拶をお願いします。</p>
曾我委員長	<p>委員長のご指名をいただきました曾我です。他市の委員の経験ですが、先ほど神戸と岡山で経験していましたが、過去には大阪市や神戸市内の私立高校、加古川でいじめ調査委員会を経験しています。実際に調査をし始めると細かい論点がありまして、委員会の事務局、ここは市長部局の関係ですが、教育委員会が事務局を担うとなると、遺族の方から見ると中立公平性が害されるのではないかと、とか、委員の人选について指摘を受けることもあります。実際に調査が始まると難しい論点が出てくると思いますので、その都度私がこれまで経験してきたことを踏まえて助言でき</p>

事務局（課長）	<p>ることがあると思います。改めて委員長のご指名をいただきましたので、しっかりとがんばりたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局（課長）	<p>ありがとうございます。続いて副委員長について選任したいと思います。委員の皆さま方の中で、立候補、ご推薦、ご意見などございませんでしようか。</p>
曾我委員長	<p>私から提案がありまして、山崎先生に副委員長をお願いできないでしょうか。</p>
山崎委員	<p>子どもの精神医療に関わったことがあまりなくて、どちらかというとな成人医療、高齢者に携わっていますので、蔭山先生はスクールカウンセラーの経験がおありなので、いいのかなと思いますがいかがでしょうか。学校の現場は実際に体験されていると思いますので。</p>
蔭山委員	<p>先生をサポートさせていただきます。</p>
山崎委員	<p>精神科医師ということで推薦いただきましたが、実際は先生の方がお詳しいと思います。</p>
蔭山委員	<p>皆さんからご推挙いただけるということでしたら、大役を引き受けさせていただきます。</p>
曾我委員長	<p>他の委員はいかがですか。</p>
松坂委員	<p>いいと思います。</p>
岡委員	<p>経験があるし、現場もご存じということで。</p>
曾我委員長	<p>蔭山先生に副委員長をお願いしたいと思います。</p>
事務局（課長）	<p>どうぞよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ここからは、条例第20条で準用する第13条第1項、委員会の会議は委員長が招集し、その議長となると規定されていますので、会議の進行につきまして、委員長にお願ひ申し上げます。</p>
曾我委員長	<p>それでは議事（3）に入ります。南あわじ市いじめ問題調査委員会の概要の説明について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（榎本）	<p>（説明）</p>
曾我委員長	<p>今の点についてご質問がございましたらお願いします。よろしいですか。</p> <p>次に（4）南あわじ市いじめ問題調査委員会運営要領の制定について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（榎本）	<p>（説明）</p>
曾我委員長	<p>ご意見、ご質問などがあればお願ひしたいと思います。</p>
	<p>委員会が始まると、当然、議事録を作成することになりますが、ご遺族や被害者のご家族から議事録を公開してほしいという申出はよくあります。また委員の名前を、要は誰が発言したかしっかり公開してほしいという申出があったりします。それにどう対応するかという問題に直面することがありますので、あらかじめ運営要領を作っておかないと対応できないので、しっかりこれは規定しておくべきかと思ひます。</p>
	<p>私の方で拝見しても一般的なものでして、必要があれば委員会で諮って改正することもできます。</p>

岡委員	会議を傍聴とありますが、傍聴はあり得るのですか。
曾我委員長	あり得ます。芦屋でも同様の委員会の委員やっています、たまに傍聴者が来られます。もっとも傍聴される人は、実際にはほとんどいません。傍聴希望があった場合に、要領に基づいて対応しています、と言えた方がいいので、定めておく方がいいのではないかと思います。
事務局 (榎本)	具体的な調査事案の審議に入れば非公開になるので、その場合は傍聴できなくなります。
曾我委員長 事務局 (榎本)	委員会の開催日程は、事前に市のホームページなどで知らせるのですか。知らせるべきだと思います。その際に、具体的な審議を行うので傍聴できないという案内は併せてできると思います。
曾我委員長	わかりました。委員会による調査が始まったとき、被害者や遺族から委員会開催を事前に告知してほしい、市のホームページで告知してほしいという申出があったりします。そのときマスコミが関心を持つような事案であれば、傍聴希望がマスコミから出たりします。
蔭山副委員長 事務局 (榎本)	事務局にお伺いしますが、重大事態とはどのような定義ですか。 法律第28条第1項第1号と第2号に、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、又はいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、とされています。相当の期間というのは、30日が目安とされています。
曾我委員長	30日というのは連続ではなく年間を通じて合計30日です。
山崎委員	この委員会を出した答申はどのような形で使われるのでしょうか。ここで調査して報告したことは裁判沙汰になったとき用いられるものか。
曾我委員長	考えられると思います。裁判の証拠書類としてご遺族から提出されることはよくあるので、これを想定しながら調査報告書を作成し、答申しなければいけないと思います。
山崎委員	学校側に、再発防止策としてこういう改善をしたらどうですか、ということも言えますか。
曾我委員長	言えます。調査報告書の最後に提言を載せ、教育委員会にはその提言内容について対応してもらうこともあります。
松坂委員	重大事態について、法務省の兵庫県下では年間千百何件というのがあり、電話相談という形で来て、別にSOSミニレターというのがあり各学校に配っています。いじめ問題が起こった場合は教育委員会に報告が出てくるのですか。
事務局 (榎本)	そうです、まず教育委員会です。
松坂委員	そこで検討されたことがここに報告されるのですか。
事務局 (榎本)	まず市長に報告があり、市長がこの事案について再調査の必要があると判断すれば当委員会に諮問されます。
曾我委員長	ここは再調査の委員会ですので、重大事態が起こった場合は、まずはいじめ問題対応委員会が調査をします。再調査になる事案というのは、そのいじめ問題対応委員会による調査報告書に、被害者ご遺族に不服がある場

	<p>合です。それから、事務局とご遺族の信頼関係がかなり崩れていく場合が多く、これが再調査を求められる背景事情にあります。</p> <p>次の議事に行きたいと思います。議事（５）（６）は一括で、南あわじ市いじめ防止基本方針といじめの状況について事務局より説明をお願いします。</p>
学校指導主事 曾我委員長 松坂委員	<p>（説明）</p> <p>今の点についてご質問、ご意見ありますか。</p> <p>本人はいじめているつもりではなくても、受けた方が苦痛と思えばいじめということですが、道徳の授業やアクティブラーニングでもそういうテーマがあるのですか。</p>
学校指導主事 松坂委員	<p>いじめのテーマは当然あります。</p> <p>そうすると変わってきますよね。</p>
学校指導主事	<p>そうですね。今年から小学校でも取り組んでいます。ただ、頭でわかっても行動に出ないというケースがあります。</p>
岡委員	<p>いじめの認知件数ですが、兵庫県の中で少ない方ですか。</p>
学校指導主事	<p>少ないです。南あわじ市は特に少ないです。</p>
岡委員	<p>生徒が減ってきていますが、いじめの認知件数、見つけたよ、というのは減ると思うのですけど。</p>
学校指導主事	<p>からかいはいじめではないという感覚があったので、それに対して昨年度から「実はからかいや悪口もいじめですよ、相手も嫌な思いをしたものはしっかりと見てください、そういうのは全部いじめとしてあげてください」と言っていますが、なかなかふざけだからいいのかなという意識があります。</p>
岡委員	<p>判定するのは難しいですね。</p>
学校指導主事	<p>難しいです。少しずつ、そういう見方をさせていただいているところですが、まだまだです。</p>
山崎委員	<p>学校の取組みについて、いじめ防止のため、いじめをしないとか早期発見しようとかそこには力を入れられているように思いますが、人間が集団でいると、いじめが起こると思うのです。いじめられた方は心身ともに蝕まれながら、でも誰にも言えずに嫌でも学校に行き、それが続いているというパターンで、いじめられていると言えるというか、あまりにもひどいいじめで、クラス全員から無視されているというようにいじめであって、苦痛で仕方なくても毎日学校に行っている状況で、休んでもいいんだよ、というような、いじめられている事実は恥ではないし、親に言うとか先生に言うとか、しかるべき人に言うとか、場合によってはちょっと休んでもいいんだよ、という啓発はされているのですか。</p>
学校指導主事	<p>話はしています。本当は大人が言うより子ども同士でそういう関わりができたもつといいなと思います。そこまで難しいですが、取り組んでいるところです。</p>
松坂委員	<p>淡路島内の小中学校で人権作文というのを出してもらっていて、このた</p>

	<p>び淡路市の子が優勝して神戸に行くのですが、今までは自分がいじめられるから関わらない、もしくは自分もその中に入らなければ自分がいじめられるのではないかと、という受け身の内容が多かった。ただ、最近作文を見ていると、自分も積極的に何らかの形でいじめに対して対処しようと、そちらの方に努力しようというふうな意識に変わってきています。今までは見て見ぬふりをして、関与をすれば自分もまたいじめられるのではないかと、ということがありました。最近ではそうではなくて、積極的に参加しなければそれもいじめに入るんだという意識が確認できます。</p>
<p>岡委員 松坂委員</p>	<p>今は教育の成果で「おかしいね」と思うようになってきているのですね。 黙認して遠くから見ているというのがいじめに入るんだという意識に変わってきています。</p>
<p>蔭山副委員長</p>	<p>南あわじ市の件数は他市に比べて低いというのは教育の賜物だと思いますが、教育委員会はどのような見解ですか。</p>
<p>学校指導主事</p>	<p>甘いのではないかと、もっとあるはずだと言われます。認知件数を見ていじめの数を上げるための努力をしろと言われますが、実はそうではありません。未然防止が一番大事かなと思うので、嫌な思いをする子を一人でも出さないのが大事だと思いますし、現場としては願っています。よく言われるのが、小規模校がいじめ0となっていて、本当にいじめがありませんか、と指摘されることがあります。でも人間関係を知っていて、常に一緒に、人数少ないので、いじめが起こり得ません。嫌な思いをすることがあるかも知れませんが、いじめと感じなければいじめではないですよ。それをあえて認知件数を上げることを求めるようなことは疑問に思います。各学校では、生徒には学校に来てほしいし、楽しんで過ごしてほしいのは先生の願いです。そういう環境づくりとか集団づくりは一生懸命やられていると感じます。</p>
<p>曾我委員長</p>	<p>いじめ認知件数を上げるのが評価されるという風潮にあります。ちゃんと対応しているという裏づけになります。</p>
<p>岡委員</p>	<p>病院の医療安全にも似ていますね。リスクが重大になる前に芽を摘んでいく、それと一緒にです。リスクがたくさん件数上がってくる方がいいという保健所の指導と同じですね。そうじゃないですね。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>人権意識を高めるといっていじめをなくするという抑止力は大きいと思いますが、それ以外の抑止力、例えばいじめをしていたら内申にひびいて高校に行けなくなるぞ、というのはあるのですか。</p>
<p>学校指導主事</p>	<p>あると思います。教員はそういうことは言っていないが、やっぱり高校入試になってくると親御さんの意識の中にはあるのではないかなと思います。ただ、そうした制度は一切ありません。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>傷害事件になるようないじめがあった場合、停学処分、出席停止はあるのですか。</p>
<p>学校指導主事</p>	<p>今まで南あわじ市ではなかったと思いますが、他市町はあるかも知れません。</p>

<p>曾我委員長</p> <p>事務局（課長）</p>	<p>他に質問等はよろしいですか。そうしたら議事は以上ですので進行を事務局にお返しします。</p> <p>本日は活発に議論いただきありがとうございました。本日の会議は冒頭に公開ということで決定していただいておりますので、議事録を事務局で作成し、委員の皆さまにお送りさせていただいてご確認をいただき、確認後決定とさせていただきます。この会の運営要領もご決定いただきましたので、本日から施行ということにさせていただきます。</p> <p>次回の委員会は、市長から諮問があった場合ということになりますので、その場合は諮問があった旨委員の皆さまにご連絡させていただき、日程調整させていただきたいと思っております。</p> <p>以上をもちまして委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。</p>
-----------------------------	--